

# 給水装置工事申込書

(宛先)

水 栓 番 号		電 算 処 理
地区整理番号		
受 付 番 号		

亀岡市水道事業給水条例第5条の規定に基づき、給水装置工事を申し込みます。  
 申込みの承認後は、水道法、亀岡市水道事業給水条例その他関係法令を遵守するとともに、所有する給水装置の管理に努めます。

この給水装置工事の施行は、下記の亀岡市指定給水装置工事業者に依頼しました。万一、工事施行について契約上の問題が生じたときは、給水装置工事申込者において解決します。

年 月 日 申込者 干 住 所  
 住 所  
 ふりがな  
 氏 名  
 (TEL )

用 途	家事用、事業用、アパート、その他 ( )		
区分	新設・改造・修繕・撤去	下水道使用	有・無
口径	mm	直圧式・タンク式 (受水槽容量	m <sup>3</sup> )
設置場所	亀岡市		
ふりがな			
使用予定者	(TEL )		
給 水 装 置 工 事	指定給水装置 工事事業者名		
	主任技術者名		
	公道下工事施行 方 法	指定給水装置工事事業者施行 その他 ( )	

周辺住宅図
N 4
(周辺住宅を明記の上、当該部分朱記のこと)

給水装置平面図	(水栓数 栓)
N 4	
(引込管の敷地境界からの距離、量水器位置等明記のうえ 給水装置朱記のこと)	

量水器	取付	年月日	年 月 日	市への納入金		収納印
		口径・No.	φ No.	口径加入金	円	
		耐用年数				
	指示数					
	撤去	年月日	年 月 日			
		口径・No.	φ No.			
指示数			合 計	円		

受 付	. . .
決 裁	. . .
給水装置工事承認	. . .
工事施行承認	. . .
検査申請受付	. . .
検査合格	. . .

給水装置決裁欄	

給水申請手数料	収納印
口径 φ mm	円

水道料金決裁欄

公印(給水)	公印(工事)

## 記入上の注意

### ◎給水装置工事申込書

- 1 給水装置工事申込者：後日のトラブルを避けるため、工事申込者が記入してください。法人の場合は、代表者名を必ず明記してください。
- 2 区分：(1) 新設 新規に給水装置を設ける工事  
(2) 改造 既設の給水装置の口径変更、管種変更、給水栓増設、配水管分岐箇所変更、給水栓位置変更、メーター位置変更、公道下給水管の撤去を伴わない廃止（再使用の予定が無い場合は撤去になります。）  
(3) 修繕 給水装置の破損修繕、老朽化に伴う給水管等の取替え  
※ 単独水栓の取替え・補修、こまパッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）は個人でしていただいても結構です。  
(4) 撤去 公道下給水管を撤去する工事（再使用の予定がない場合は、必ず撤去してください。）
- 3 設置場所：設置場所は住居表示番号（ない場合は地番）を正確に記入してください。  
宅地開発等で同じ番地等が複数ある場合は、「何号地」かを明記してください。
- 4 使用予定者：当初使用予定者の名前を記入してください。
- 5 指定給水装置工事事業者及び主任技術者：給水装置工事を施行する亀岡市指定給水装置工事事業者名と担当する給水装置工事主任技術者（厚生労働大臣が免状を交付した者）の氏名を記入してください。
- 6 公道下工事施行方法：希望する方法に○をつけてください。
- 7 周辺住宅図：目印になるような建物や隣接家屋を明記して当該部分を赤く塗ってください。
- 8 給水装置平面図：給水引込み及びメーター設置を希望する位置、又は既設引込み管及びメーターの設置位置が明確に分かるよう、隣接地との境界からの距離を明示してください。敷地や建物の形状がわかる平面図に赤色で給水装置を記入し、水栓数も明記してください。なお、2階部分等で記入しきれない場合は、別紙をつけていただいても結構です。
- 9 添付資料：①登記事項証明書、②公図（写）、③新築家屋にあつては建築確認書（写）等土地家屋の所有者が確認できる資料、④土地家屋等の所有者が申出者と異なるときは、利害関係人の同意書又は給水申込者の誓約書、⑤公道下の給水装置工事がある場合は道路占用申請依頼書  
※ 添付書類が不備な場合は受け付けません。

### ◎給水装置工事施行承認申請書

- 1 施行承認申請者：申請書提出時に亀岡市指定給水装置工事事業者として指定されている事業者に限ります。
- 2 給水装置工事主任技術者名：給水装置工事主任技術者選任届出書により亀岡市に届出された者に限ります。
- 3 立面図：(1) 管種、寸法、使用器具等を明記した配管立面図とし、引込み位置を明記してください。  
(2) 既設部分も波線で記入し、施行後の状態及び水栓数の確認ができるようにしてください。  
(3) 2階部分等で別添図面がある場合は、その旨を明記してください。また、受水槽以下についても配管図面を提出してください。
- 4 材料表：立面図の材料は、全て記入してください。記入しきれない場合は別紙に記入し、それを添付してください。
- 5 公道下工事：記入事項は、漏れなく正確に記入してください。各図面については、寸法及び材質、構造を明確にしてください。
- 6 添付資料：公道下給水装置工事がある場合  
①道路占用許可書（写） ②道路使用許可書（写）  
※ 後日（給水装置工事承認後）の提出でも結構です。ただし、給水装置工事施行承認は、道路占用許可書（写）及び道路使用許可書（写）の提出後になりますのでご注意ください。